平成２２年（フ）第１４２号
福岡県うきは市浮羽町西隈上656番地17
破産者　矢野　正勝
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８８号
埼玉県越谷市大字平方94番地６スワンコーポ102、前住所茨城県猿島郡境町1332番地13
破産者　品川　陽一
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
山梨県南巨摩郡身延町下山5429番地
破産者　井上　年一
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
岩手県釜石市鵜住居町第15地割64番地２
破産者　駒林　　諭
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４３号
さいたま市桜区大字上大久保821番地１　上大久保ハイム304、破産手続開始時の住所さいたま市桜区西堀８丁目23番５号　Ａ１―205
破産者　大崎　流石
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
埼玉県和光市下新倉４丁目22番17号　ハウス山崎２号
破産者　杉本　征也
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
相模原市中央区淵野辺４丁目19番19号
破産者　坂元　　健
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４０４号
相模原市南区相南１丁目15番23号
破産者　鈴木　友子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７５７０号
堺市東区白鷺町３丁19番１―805号
破産者　竹内　　修
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２３４号
大阪府守口市西郷通４丁目13番８―301号
破産者　土本　和子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１３号
大阪府柏原市国分本町２丁目５番20号、開始決定時の住所大阪府東大阪市衣摺２丁目８番７号
破産者　村上　國弘
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１８号
大阪府豊中市若竹町１丁目４番11号
破産者　中尾　　要
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７４号
大阪府東大阪市五条町７―12ガーデンハウス枚岡103号、開始決定時の住所大阪府東大阪市岩田町５丁目19番28号
破産者　押谷製作所こと　押谷　利彦
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７１５号
大阪市淀川区東三国２丁目10番７―201号、前住所大阪市福島区福島６丁目11番13―1112号
破産者　渡辺美知代
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７号
大阪府摂津市香露園13番15―106号、前住所大阪府八尾市上之島町北１丁目54番地の１
破産者　川端　淳一（旧姓丸吉）
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
堺市堺区大浜中町２丁９番12号　サニーコート大浜203号
破産者　石田　悦男
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１４号
大阪府大阪狭山市茱萸木５丁目696番地の２
破産者　押本　享子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係